

委員会提出議案第5号

福島第一原子力発電所の汚染水海洋流出に対する対策の
徹底を求める決議

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の
規定により提出いたします。

平成25年8月7日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

東日本大震災及び原発事故対策調査
特別委員長 志賀稔宗

福島第一原子力発電所の汚染水海洋流出に対する対策の 徹底を求める決議（案）

東京電力は、7月22日、福島第一原子力発電所の海側に設置した観測用の井戸で採取した地下水と海の潮位データとの関係进行分析した結果、放射性汚染水を含む地下水が海へ流出しているとの見解を公表した。

東京電力は、汚染は放射性物質の流出を防ぐシルトフェンス内部に限られ、沖合への影響はないと説明していたが、トレンチ下に敷かれた砂利の層を経て漏れた可能性があることを原子力規制委員会より7月10日に指摘され、海洋流出を認めている。この一連の東京電力の姿勢は、汚染水の流出という事態が、福島県民に重大な影響を及ぼすことを理解しているとは到底思えない。

本年3月には、使用済燃料プールの冷却システムなどが停止する事故の発生、6月には、福島第一原子力発電所の海側に設置した観測用の井戸で採取した地下水から、海への排出基準を上回る高濃度の放射性ストロンチウムとトリチウムを検出したことの公表を2週間余りが経過した後に行うという不誠実な対応があった。これらの事態に当たり、本市議会は体制の整備や速やかな情報公開を求めてきたが、このたびも再びその要請と期待を裏切る結果となっている。

特に、今回の事故については、原子力規制委員会の指摘を受け汚染水の海洋流出を認めるという、隠ぺいの疑いさえ抱かせかねない対応に、大きな憤りを感じざるを得ない。

よって、南相馬市議会は、東京電力に対し、汚染水の海洋流出への対策を速やかに行い、汚染水の管理・監視体制の一元化と充実強化及び速やかな情報公開に全社を挙げて徹することを強く求める。

以上、決議する。

平成25年8月7日

福島県南相馬市議会